

## 当社が不正受給したとする件について

横浜市より、平成25年6月28日、当社が研究補助金を不正受給したとの記者発表がなされました。しかしながら、当社としては、補助金は適正な研究活動に支出したものであり、不正に該当する行為はなかったと認識しております。

本件に関し、これまでの経緯と当社の対応について、ここにご説明申し上げます。

### 1. 不正の有無について

当時の記者発表資料によれば、横浜市が「不正」として公表した内容は、当社が取引先に虚偽の伝票を発行させることにより、水増し請求等を行い、不正に補助金を受け取ったというものです。しかし、そのような事実は存在せず、単に横浜市が定める補助金の運用ルールに沿った書類を整えるために、通常の経理処理では不必要な伝票作成があったのみです。これを敢えて偏向解釈して「不正」と発表したことには、当初より強く抗議して参りました。

さらに、その後の調査によれば、横浜市においては、このような伝票処理に対して「不正」の基準が設けられていないことが判明しました。そこで、横浜市内部における類似事例を提示のうえ、如何なる理由で当社の経理処理が不正に該当するのか、説明を求めて参りましたが、未だに明確な回答は得られておりません。

### 2. 記者発表における虚偽説明

本件に関する記者発表を受けて、新聞各社は当社の資金繰りが悪かったことを理由に不正を行ったとの報道を行いました。この報道は、運用ルールに根差した解釈の相違という事情には一切触れておらず、あたかも当社がお金に困って補助金を不正に還流したかのような誤解を招くものです。加えて、「不正」という行為が実際にあったかのような、ある種の信憑性まで与えることとなっています。当社としては、「資金繰りが悪かった」という報道については、全くもって困惑するばかりであったため、報道を確認後、どのような経緯で「資金繰りが悪かった」との報道になったのか、本件の担当者である横浜市経済局ものづくり支援課今宮佳浩課長（当時）に問い合わせました。これに対し、今宮氏は、新聞記者が勝手に書いたものであって、自分は関知しないとの説明でした。

しかしながら、当該記者発表の記録を情報公開請求したところ、記者発表の席上、今宮氏自身が、不正の動機を「資金繰りが悪かった」と説明したことが確認されました。当初、当社に対しては自身の発言ではないと弁明していた今宮氏ですが、この事実を提示したところ、一転して、同発言を認めたため、発言の意図と虚偽説明の理由を追及しましたが、納得できる回答は得られておりません。

当社としては、そもそも「不正」など行っていないという見解であるうえ、記者発表の席において、横浜市担当者から当社の信用棄損につながる事実無根の発言があったことは極めて遺憾です。

### 3. 当社を誹謗する告発書

横浜市も認める通り、当社が不正受給を行っているとする匿名の告発書に基づき調査が開始されました。当該告発書について、横浜市に対して情報開示請求を行ったところ、文面の全てが黒塗りされた告発書が開示されました。黒塗りにする理由は、告発者が特定される恐れがあるためとの説明です。

横浜市の情報開示資料では、告発内容が判定不能であったことから、独自に告発書の内容を調査したところ、告発者は、一定程度に当社内部を知る人物と考えられ、内部告発を装った悪質な文面となっています。すなわち、告発内容は、当社取引先2社の名称が具体的に記載され、当社がこれらの取引先に対して架空の取引を行い、資金を還流しているというものです。

このように、横浜市が、虚偽の告発を行った告発者を擁護し、また、記者発表まで開催して、告発者の意図に沿った虚偽説明に及んだ姿勢には疑問を禁じえません。

### 4. 横浜市による調査

そもそも横浜市は、告発書の存在を通知することなく、市民や市議会に対して助成事業の説明をするための事後調査という名目で、取引先に対する調査の許可を求めてきたものです。しかしながら、実際は、告発書に記載の不正事実の確認を目的としたものであったことは明らかであり、告発書に記載された取引先との資料が、徹底的かつ執拗に調査されました。この過程において、のちに「不正」とされた伝票が発見されましたが、当社と当該取引先間では通常取引の範囲のものに過ぎません。同時に、これら一連の調査によって、資金還流等の悪質な行為がないことも確認されています。すなわち、当社に対する説明はなかったものの、調査の根拠とした告発書が、当社を誹謗中傷する虚偽のものであったことは、横浜市自らが明らかにしています。

このことから、横浜市の記者発表は、実際に行われた調査結果に基づくものではなく、敢えて告発書の内容に沿うように偏向的に行われたものと言わざるを得ないものです。この点を横浜市に指摘し、その真偽を明らかにするよう求めています。これまで、それを否定する説明や回答はなく、事実上、当社の指摘を認めたものと解釈しております。

なお、当社は、横浜市が協力、擁護する悪意の告発者（以降、Aとします）が誰であるか、既に特定しており、その事実は横浜市に対しても通知済みです。

### 5. 加害行為者に対する今後の対応

自ら反社会的勢力との関係を示唆する告発者Aは、当社に対し、これまで幾度となく加害予告と実際の加害行為を行ってきた人物です。

横浜市による情報開示資料ならびに訴訟関係資料によれば、Aと懇意の関係にある横浜市会議員Bが、横浜市経済局に対して当社の不正受給を調査し、告訴するよう働きかけを行ったことが明らかになっています。すなわち、Aによる当社への加害行為に、Bが市会議員の立場をもって加担したもので、これに対し、横浜市はBの意を汲んで当社の信用棄損行為に及んだというものです。

直接、間接を問わず、Aによる度重なる加害行為は、当社に対する業務妨害に相当するものです。今後、当社に対する加害行為を牽制するため、また、仮にも反社会的勢力からの不当な要求、圧力に屈しない姿勢を示すためにも、当社としては、法的措置をもって問題解決を図ることといたしました。

## 6. 法的措置の内容

当社に対する直接的な加害行為となった、記者発表による名誉棄損と、これに伴う経済的な損失については、横浜市に対する損害賠償請求訴訟が進行して参りましたが、平成29年7月28日午後1時30分、横浜地方裁判所において最終の証拠調べ（尋問）期日となりました。当社より代表取締役である関澤と、横浜市より今宮氏、他1名の尋問が予定されています。既に横浜市側から証言拒絶の意向が表明されているため、尋問により真実がどの程度明らかにされるか分かりませんが、当社としては、横浜市証人に対して、告発書の内容、記者発表の目的、虚偽説明を行った理由、AやBとの関係等について尋問を予定しています。

また、AおよびBについては、当社ならびに横浜市に対する業務妨害について、刑事告発を予定しています。これまでの経緯から、AとBとの間に疑われる金銭授受についても、明らかにすることを期待します。

当社としては、裁判所の判断を待つ一方、告発書の提出をもって本件に関する一切の対応を終わりいたします。

本件につきましては、当社にとって極めて不名誉な事案として、様々な場面で障害となって参りました。そのような中であっても、当社を支援してくださっている関係者の皆様には、厚くお礼申し上げます。

当社の姿勢を明確にすべく提訴した損害賠償請求訴訟が一定の節目を迎えたことから、これまでの正確な経緯をお知らせする時期かと考え、ここにご報告させていただきます。

長きにわたりご心配とご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げるとともに、今後とも引き続きのご支援を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成29年7月4日

株式会社メタボスクリーン  
代表取締役 関澤隆一